事業事前評価表

１．対象事業名
スリランカ　小規模インフラ整備事業 (貸付契約調印日：2003 年 3 月 26 日、承諾金額：9,595 百万円、 借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府)
２．本行が支援することの必要性・妥当性
スリランカでは貧困層の大半が農村部に集中しており、主に地方部における基礎インフラの未整備が貧困削減を進める上でのボトルネックとなっており、政府の方針にもある通り、貧困地域における市場アクセス改善や雇用創出、またそれに伴う生活環境の改善を図るためのインフラ整備は不可欠である。他方、政府の財源不足により地方開発に資する公共事業に十分に予算配賦が行われない状況であり、政府が引き続き貧困削減政策を推進する観点から、本事業を実施する必要性は高く、また本行の海外経済協力実施方針では経済インフラ整備及び貧困層への支援を重点分野として掲げていることから、支援する意義は大きい。
３．事業の目的等
スリランカの主に地方部において、給水施設、灌漑施設、道路・橋梁、学校などの小規模かつ貧困層に裨益するインフラの改修・整備を行うことにより、生活水準向上に貢献することを目的とする。
４．事業の内容
(1) 対象地域名 スリランカ全国（主に地方部）。 (2)事業概要 本事業の対象は、主に地方部における給水施設、灌漑施設、道路・橋梁、学校などの小規模インフラである。事業概要は以下の通り。 (a)給水：国家住宅開発庁が行う飲料水供給（計 406 事業） (b)灌漑：灌漑省が行う灌漑施設の改修・修復（計7事業） (c)道路：道路開発省が行う国道・橋梁の改修・修復（計 68 事業） (d)教育：中部州政府の行う学校の校舎建設・改修 上記事業の効果向上に資する NGO 活動支援も事業の対象としている。 (3)総事業費 総事業費 12,856 万円（うち円借款対象額 9,595 百万円） (4)スケジュール 事業実施期間：2003 年 1 月～2005 年 12 月、事業完成は 2005 年 12 月予定 (5)実施体制 本事業は政策開発実施省（Ministry of Policy Development and

Implementation：MPDI）が事業全体の調整機関となり、MPDI 内部に各事業の進捗管理や資金使用状況のモニタリングを実施する PMU（Project Management Unit）が置かれる。各対象事業は道路開発省(道路)、住宅プランテーション省(給水)、灌漑省(灌漑)、中部州政府(教育)が実施する。

(6)環境及び社会面の配慮

本事業は小規模インフラを対象とするものであり、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002 年４月版）上、カテゴリ B に該当する。本事業における対象事業は、環境面を含めたスリランカ政府の承認手続が完了していることを条件として選定されており、また、小規模インフラを対象としており、事業実施に伴う自然・社会環境への特段の影響は見込まれない。

注) 本事業は 2002 年 10 月以降に要請されたものであるため、新環境ガイドラインに基づくカテゴリー分けを行っている。

(7)その他特記事項

本事業では、NGO の活動との相乗効果を図るため、円借款資金の一部を活用し、事業地域で実施される NGO 活動の一部に対して、スリランカ政府がグラントにて支援を行う「NGO 連携基金」を設置する予定である。

５．成果の目標

(1)評価指標（運用・効果指標）

本事業においては、借款契約調印後に事業実施による効果を把握するために、生活環境の改善、所得向上を示す指標を設定し、地域を限定した上でベースライン調査を実施し、ベースライン値及び目標値を設定する（同値は設定後に追加公表の予定）。

６．外部要因リスク

北・東部における民族紛争再発のリスク。スリランカ政府の財政状況の悪化。

７．過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の地方分散型事業に対する事後評価結果より、広い地域にまたがった多数の小規模コンポーネントからなる事業を監理するためには、地道かつ機動的活動を続ける作業班が有効であるとの教訓を得ている。

かかる教訓を踏まえ、円滑な事業実施を図るために、実施機関であるMPDIの中に各事業の進捗管理を行うPMUを設置することとした。

８．今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

生活環境の改善状況や所得向上等を示す指標

(2)今後の評価のタイミング

事業終了後